

## ももいろ保育園重要事項説明書

### 1. 事業所の目的及び運営の方針

#### (1) 運営主体（事業者の概要）

事業者の名称	ももいろ合同会社
事業者の所在地	袋井市浅羽 3419-19
事業者の連絡先	0 5 3 8 - 3 1 - 5 9 9 6
代表者氏名	中村滋

#### (2) 事業所の概要

種別	小規模保育・A型				
名称	ももいろ保育園				
所在地	袋井市浅羽 3419-19				
連絡先（電話・FAX）	0 5 3 8 - 3 1 - 5 9 9 6				
施設管理者氏名	室田圭子				
開設年月日	令和3年4月1日				
利用定員 (3号)	0歳児	1歳児	2歳児	合計	
	5人	7人	7人	19人	
当園の基本理念・方針	<p>(保育理念)</p> <p>愛情いっぱい ありのままの子どもを受け止め、 子どもが主役となる保育園</p> <p>(保育方針)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ひとりひとりの個性を尊重し、自主性を育む保育をします。</li><li>・当たり前の日常の中から子どもにとっての特別な気付きに寄り添い、興味・考える力を伸ばし自信を深める保育をします。</li><li>・自然との関わりを大切にし、自然と共に生きる感性を育てる保育をします。</li></ul> <p>(保育目標)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・好きなものに気付き、興味を持って考えたり試したりできる子ども</li></ul>				

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・豊かな感性の表現力を持ち、想像力のある子ども</li> <li>・人に優しく、自分が大好きな子ども</li> <li>・よく食べ、よく遊び、よく眠り、心身ともに健康な子ども</li> </ul>
--	---

### (3) 施設の概要

敷地	敷地全体	734,46 m <sup>2</sup>
	園庭	192.22 m <sup>2</sup>
園舎	構造	木造1階建て
	延べ床	147.78 m <sup>2</sup>

### (4) 主な設備の概要

設備	部屋数	備考
乳児室	1室	0歳児 つぼみ組
ほふく室	1室	1歳児 たんぽぽ組
保育室	1室	2歳児 わたげ組
事務室	1室	
ランチルーム	1室	
教材室	1室	
一時保育室	1室	

### (5) 職員体制 (令和5年4月1日 現在)

職種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1人	1人		中村昌代
主任保育士	1人	1人	人	鈴木高代
保育士	12人	6人	6人	
事務職員 (施設管理者)	1人		1人	室田圭子
栄養士	1人		1人	上田莉奈
調理師	3人		3人	

(6) 利用定員ごとの特定地域型保育の提供する曜日等

【3号認定子ども（保育認定）】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで 日曜・祝日は、特別な事情に限りご相談ください		
保育時間	保育標準時間	午前7時15分～午後18時15分（11時間）	
	保育短時間	午前8時30分～午後16時30分（8時間）	
延長保育	保育標準時間	朝 夕：18時15分～19時	
	保育短時間	朝：7時15分～8時30分 夕：16時30分～19時	
開所時間	月～金曜日	午前7時15分～午後19時00分	
	土曜日	午前7時15分～午後18時15分	
休業日	日曜日・祝日		
	年末年始（12月29日～1月3日）		

(7) 利用料等

利用者負担（月額保育料）	利用子どもが居住する市町村が定める利用者負担（保育料）		
実費徴収	用品代	購入時	実費
その他	延長保育に係る費用	30分あたり	200円

(8) 支払方法

保護者の指定した金融機関にて引き落とし（コドモンによる） 毎月 20日 日曜、祝日に当たる場合は、翌平日
---

(9) 提供する特定地域型保育の内容

<p>1. 子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針に準じ、事業の特性に留意して、利用子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育を提供します。当園は、良質な水準かつ適切な内容の保育・教育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指します。</p> <p>2. 保育・教育の提供にあたっては、子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に</p>
---

増進するため、利用子どもの意思及び人格を尊重して保育・教育を提供するよう努めます。

3. 当園は、利用子どもの属する家庭及び地域との結び付きを重視した運営を行うとともにその支援を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
4. 当園は利用子どもの人権擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し研修を実施する等の措置を講ずるよう努めます
5. 当園の給食は栄養士による管理のもとに、材料から調味料、調理まで安全と健康に配慮した手作りです。
6. JA と提携をし、その日に採れた地元の新鮮な野菜を給食にふんだんにとりいれます。

#### (10) 年間行事予定

- ・ 毎月・・・身体測定、避難訓練
- ・ 誕生日会、こどもの日の集い、七夕の集い、クリスマス会、ひな祭り等の季節の行事（詳細は年間行事予定）
- ・ 保育参加会（通年）※保育園の生活を知り、安心していただく目的で、保護者の方に保護者に都合の良い日を選んでもらい、半日保育に参加して頂きます。
- ・ 秋祭り（9月）
- ・ 内科検診（6月、11月） 園医：みどりのまち整形外科・掛川院
- ・ 歯科検診（6月） 園医：スマイル歯科

#### (11) 利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

##### 【3号認定子ども（保育認定）】

利用者の内定	市の利用調整による
利用決定	利用契約書の締結による
退園理由	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 2号・3号認定子どもに該当しなくなったとき（卒園を含む。）</li><li>・ 保護者から退園の申出があったとき</li><li>・ 利用継続が不可能であると市が認めたとき</li><li>・ その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき</li></ul>

### (12) 嘱託医

医療機関の名称	みどりのまち整形外科・掛川院
医院長名	中村滋
所在地	掛川市長谷2-14-11
電話番号	0537-62-0211

### (13) 嘱託歯科医

医療機関の名称	スマイル歯科
医院長名	牧野 真也
所在地	袋井市浅羽114-3
電話番号	0538-23-6480

### (14) 緊急時における対応方法

別途 マニュアル作成・記載 アレルギー対応マニュアル、危機管理マニュアル、虐待対応マニュアル、 感染症対応マニュアル、給食衛生管理マニュアル、苦情処理規定 不適切保育マニュアル
---

#### 【管轄する消防署】

消防署名	袋井市消防 浅羽分署
所在地	袋井市浅名1045
電話番号	0538-23-3222

#### 【管轄する警察署】

警察署名	袋井警察署
所在地	袋井市新屋二丁目4番地の5
電話番号	0538-41-0110

### (15) 非常災害対策

避難訓練	毎月一回 年間計画に基づく
防災設備	消火器、誘導灯
避難場所	ももいろ保育園・浅羽東小学校
緊急時の連絡手段	コドモンのアプリを使ってのメール送信 保育園携帯からの連絡

### (16) 相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当者	鈴木高代	主任保育士
相談・苦情解決責任者	中村昌代	園長
第三者委員	(氏名) 飯塚 尚人	(電話番号) 0538-23-8336
		(役職、所属等) 民生委員
	(氏名)	(電話番号)
		(役職、所属等)
	(氏名)	(電話番号)
		(役職、所属等)

#### 【要望・苦情等への対応方法】

1, 要望・苦情等を受付けた場合には、適切に対応し、改善を図るよう努めます。
2, 要望・苦情等の内容を受付けた場合には、要望・苦情等の内容を記録し、市からの求めがあった場合には、必要な改善を行い、市に報告をします。

### (17) 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	園児団体傷害保険（公益社団法人 全国私立保育連盟） 東京海上日動火災保険株式会社
保険の内容	死亡保険金・後遺障害保険金・入院保険金・通院保険金
保険金額	死亡・後遺症 205万円 入院日額 1950円 通院日額 1300円

## (18) 個人情報の取り扱い

(個人情報の取り扱い方法)

園は、特定地域型保育の提供に当たって、職員及び職員であった者が知り得た個人情報や秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。

園は、行政機関の求めに応じて、必要な場合は、園児の氏名、保護者の氏名、住所等の個人情報を行政機関に提出することがあります。

## (19) 虐待防止のための措置

当園は、利用子どもの人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講じます。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備
- (2) 職員による利用子どもに対する虐待等の行為の禁止
- (3) 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
- (4) その他虐待防止のために必要な措置

2 同条第1項第2号における虐待等の行為とは、「袋井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年9月袋井市条例第17号。以下「市運営基準条例」という。）」第25条に規定する行為をいう。

3 当園は、保育・教育の提供中に、当園の職員又は養育者（支給認定保護者等利用子どもを現に養育する者）による虐待を受けたと思われる利用子どもを発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、市しあわせ推進課・児童相談所等適切な機関に通告します。